

平成30年度第2回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

1 日 時 平成30年11月20日（火）午後2時00分～午後3時20分

2 場 所 さいたま共済会館 601会議室

3 出席者 63市町村国保主管課長、国保連事務局長、埼玉県

4 あいさつ

5 議事

(1) ワーキンググループの進捗状況について

① 財政運営ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-1に基づき、ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 保険税水準の統一については、4ページのスケジュールのとおり、課題となる項目を挙げ、次期国保運営方針に記載する事項の検討開始までに、各項目の検討を順次進めて行くこととしている。
- ・ これまでに、基本的な考え方、保険税水準の統一の定義について整理した。統一の進め方は3段階に分けて進める方向としている。また、個別項目（医療費水準の反映、賦課方式、応能応益割合）についても検討を行った。
- ・ その他として、口座振替の推進について、口座振替の原則化を推進しやすくするよう県から通知を发出した方がいいとの意見があり、10月24日付けで口座振替の推進について依頼文を发出した。

② 事務処理標準化ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-2に基づき、ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 被保険者証と高齢受給者証の一体化については、既に一体化済みの4市町の状況確認を行ったり、一体化に係るシステム改修の予算見積額などを調査したりしている。
- ・ また、本日付けの国保医療課長通知を配付させていただいた。市町村におかれては一体化に向けた準備を進めていただきたい。また、県としても、平成31年度に向けて特別交付金（県繰入金）を活用した支援を検討していきたい。

③ 保健事業ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-3に基づき、ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 特定保健指導実施率が国保運営方針における目標値を大きく下回っているため、特定保健指導実施率向上に関する取組事例集を作成することとした。今後、対象となる市町村の選定、調査票の内容などについて検討する予定である。

(2) 国民健康保険運営方針で目標設定した事業の取組状況について

<埼玉県>

- ・ 資料2-1～3に基づき、国保運営方針で目標設定した事業の取組状況について説明。
- ・ 国保運営方針で目標設定した項目については、資料2-1「進捗管理表」により進捗管

理を行っていく。

- ・ 目標達成のためには、市町村の皆様の御尽力が不可欠である。県としては、目標達成に向けた取組をサポートしていきたい。
- ・ 資料2-2は、国保運営方針で目標設定した項目の各市町村の取組状況を取りまとめたものである。特長的な取組を分かりやすくとりまとめたので、目標達成に向けた事業の改善、見直しの参考にしていただきたい。
- ・ また、各項目の達成状況や伸び率は保険者努力支援制度（県分）を再配分する際の評価指標となっているほか、各項目の推進について県繰入金を活用して財政支援を行うこととしているので、目標達成に向け御尽力をお願いしたい。
- ・ 資料2-3は、県の取組状況を取りまとめたものである。財政支援のほか、研修、指導助言などを実施し、市町村の取組を支援していく。

(3) 国保事業費納付金及び標準保険税率の秋の試算の結果について

<埼玉県>

- ・ 資料3-1～6に基づき、秋の試算の結果について説明。
- ・ 秋の試算の結果、一人当たり保険税必要額は108,767円となり、昨年度の本算定結果と比較して5.0%の増、59市町村で増加している。
- ・ 今回の試算でも追加公費は1,700億円のうち、約1,600億円が反映されている。昨年度との変更点は、普通調整交付金350億円、暫定措置250億円となった点である。これは、国と地方の協議における公費の在り方の検討の結果、暫定措置の50億円分が普通調整交付金に振り替えられたためである。また、特別調整交付金による追加激変緩和措置として、全国で84億円が追加されている。
- ・ 追加公費の本県への影響額は、暫定措置分が約15億円、子どもの数に応じて配分される特別調整交付金が約9億円、保険者努力支援制度（県分）が約33億円、保険者努力支援制度（市町村分）が約29億円、特別高額医療費共同事業で約4億円、特別調整交付金による追加激変緩和措置が約5億円で、合計約95億円となっている。
- ・ 被保険者一人当たりの診療費の推計は、厚労省が示した推計方法、平成30年度の実績を踏まえ、28年度から30年度の伸び率を使用して算定した。
- ・ 秋の試算による納付金の総額は一般被保険者分で1,963億円となり、前年度と比較して県全体で25億円、1.2%の減となっている。また、増加が25市町村、増減なしが5市町村、減少が33市町村となっている。
- ・ 激変緩和措置については、一人当たり納付金額に着目した国の制度による措置と、納付金額の増加に着目した県の措置がある。
- ・ 国の制度による措置では、県1号繰入金8%のうち7%で算定した、30年度と31年度の一人当たり納付金額を比較し、県平均伸び率106.21%に1%を加算した107.21%を超えた場合に激変緩和措置を行う。今回の措置対象は33市町村、約20億円を措置した。
- ・ 県の措置では、30年度激変緩和措置前の納付金総額と31年度納付金総額（国の措置後）を比較し、増加の10市町村に対して2億2,800万円を措置した。その後、激変緩和財源の残額36億円を全市町村に配分した。
- ・ 一人当たり保険税必要額が増加した要因としては、一人当たりの保険給付費、後期高齢

者支援金、介護納付金の上昇分で約3.7%増、前期高齢者交付金等の29年度分精算分の追加交付額の減少分で約1.5%増となっている。保険給付費等については、総額で2.2%減少しているが、被保険者の減少が5.7%と大きく、一人当たりでは約3.7%増となっている。

- ・ また、市町村の予算の見込み方によって、歳出が増加したり、歳入が減少したりしたため、保険税必要額が増加している。保険税を財源とする予備費を計上すると被保険者の負担が増える要因となる。厚労省の予算編成の留意事項を踏まえ、保険税を財源とする予備費が本当に必要か検討をお願いしたい。
- ・ 納付金は、被保険者数の減少により県全体の総額は減少している。しかし、市町村ごとにみると増加している市町村があり、主な理由は一人当たり保険税必要額と同様、前期高齢者交付金等の29年度精算分が影響しているものと考えている。

【質疑・意見交換】

<市町村>

- ・ 秋の試算と本算定でどの点が変わるのか。また、医療費の推計には28年度から30年度の伸び率を用いているとのことだが、これも変わってくるのか。

<埼玉県>

- ・ 本算定では消費税増税の影響が加わってくると思われる。また、国が示す確定係数の数値が変われば、本算定の結果も変わってくる。
- ・ 医療費については、今回の試算では5月末までのデータを使用しているが、本算定では7月末までのデータを使用するので、若干の変更はあると思われる。

(4) 保険者努力支援制度（県分）について

<埼玉県>

- ・ 資料4-1～2に基づき、保険者努力支援制度（県分）の再配分について説明。
- ・ 都道府県分の取扱いについては、国保運営方針で、「県が定めた指標により、市町村の努力に応じて重点配分し、インセンティブを付与する」とし、「配分額は、各市町村の納付金から差し引く」としている。今回、県が定める指標をお示しした。
- ・ 市町村への配分額の算定方法、体制構築加点、評価指標と指標毎の加点について、資料4-1により説明。算定方法、体制構築加点については昨年度との変更点はない。
- ・ 評価指標については、昨年度末から本年度初めにかけて市町村へアンケートを実施し、一部見直しを行った。国の評価指標を参考にして、保険税の現年度収納率と滞納繰越分収納率の伸び率の評価指標を2段階に細分化したほか、データヘルスの推進について評価指標を追加した。

(5) 特別交付金（県繰入金）について

<埼玉県>

- ・ 資料5-1～2により、特別交付金（県繰入金）について説明。
- ・ 昨年度まで県普通調整交付金として保険給付費の6%相当額、県特別調整交付金として3%相当額をそれぞれ交付していた。
- ・ 本年度から仕組みが変わり、県の一般会計から国保特別会計へ保険給付費の9%相当額

を繰り入れ、8%は普通交付金の財源として、1%は特別交付金の財源に充てる。

- ・ 特別交付金について、見かけ上3%から1%に下がっているように見えるが、実際には総額で昨年度並みとなる見込みである。
- ・ 昨年度までは特別調整交付金の交付額が3%に達せず、残りを普通調整交付金に上乗せして交付していた。また、特別調整交付金には、昨年度で廃止になった保険財政共同安定化事業の補てん分が含まれていた。これを除く特別調整交付金は保険給付費の0.91%相当となり、大きく変わらないことになる。
- ・ 本年度の特別交付金（県繰入金）の交付見込額38.6億円の内訳は、資料5-1の下表のとおり。
- ・ 交付基準については資料5-2のとおり。今後依頼文を発出するが、交付基準に係る書類の提出は2月上旬まで、正式な交付申請を3月とする予定である。交付時期については4月10日の1回を予定している。昨年度までの県調整交付金は2回に分けて交付していたが、制度改革で仕組みが変わったため、本年度は1回としている。

(6) 普通交付金の年度末の請求等について

<埼玉県>

- ・ 資料6-1～3に基づき、普通交付金の年度末の請求等について説明。
- ・ 国保連が行う2月診療分の医療費の請求のうち、紙請求分のレセプトについては集計が間に合わないため、紙請求相当の「一定額」を上乗せして請求することとしている。
- ・ 「一定額」の算出については国保中央会から案が示されている。また、埼玉県では本県特有の概算支払資金の調整も必要となる。これを踏まえ、本県の対応方針については資料6-1の方針（案）のとおりとしたい。
- ・ 資料6-3は、年度末の請求等の流れ及びスケジュールで、各市町村に意見照会した案である。多くの意見をいただいております、現在調整中である。改めてお示ししたい。

(7) 市町村事務処理標準システムの導入意向調査の結果について

<埼玉県>

- ・ 資料7に基づき、市町村事務処理標準システムの導入意向調査の結果について説明。
- ・ 本年度の国の調整交付金では、平成31～35年度の期間に市町村事務処理標準システムを導入する場合、基幹系システムの改修費などについて、予算額の範囲内で最大100%措置されることになっている。次年度以降の交付基準については、国で毎年度所要額を調査して、その結果により整理されるので御留意いただきたい。
- ・ 市町村事務処理標準システムの導入により、事務の効率化、共同化、広域化が図られるので、導入の検討をお願いしたい。また、本年6月からトライアル環境が公開されているので、御活用いただきたい。

(8) その他

① 保険税及び一部負担金の減免基準について

<埼玉県>

- ・ 保険税の減免基準を明確に設定しているかどうか、9月に各市町村に照会した。調査結

果は資料8-1のとおりである。減免基準を明確化する際の参考としていただきたい。

- ・ 同じ照会で、一部負担金の減免に係る広報について調査した。調査結果は資料8-2のとおりである。広報を検討する際の参考にしていただきたい。

② 財政安定化基金の貸付・交付スケジュールについて

<埼玉県>

- ・ 財政安定化基金の貸付・交付申請については、11月下旬を目途に通知する予定である。12月14日を申請期限とする予定である。

【質疑・意見交換】

<市町村>

- ・ 県として、減免を推進してほしいと考えているのか。

<埼玉県>

- ・ 減免基準については、各市町村が個別に検討するものと考えている。ただ、保険税水準の統一との関係もあり今後の議論は必要。直ちに何かしてほしいというものではない。